

徳山駅ビル跡地活用方針検討会議設置要綱

(設置)

第1条 徳山駅ビル跡地について総合的に検討し、徳山駅周辺整備事業を円滑に推進するため、徳山駅ビル跡地活用方針検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 徳山駅ビル跡地の活用の方向性に関する事項
- (2) その他会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

(会長等)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員により互選する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議に関する庶務は、中心市街地整備担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月22日から施行する。